



令和6年12月2日

橋本博子税務会計事務所

〒453-0801 名古屋市中村区太閤4丁目9番26号 木村ビル3階

Tel: 052 (451) 8555 Fax: 052 (451) 8551

email: tax-bestpartner1@aichi-iic.or.jp (業務用)

email: bridge-book@aichi-iic.or.jp (所長用)

Homepage: <http://www.aichi-iic.or.jp/co/hasimoto-tax/>

トピックス ～役員給与～

役員給与について、税務上の取扱いを改めて確認していききたいと思います。不明な点がございましたら、当事務所にお尋ねください。

【概要】

会社法とは異なり、法人税法上は法人が役員に対して支給する給与の額のうち「定期同額給与」、「事前確定届出給与」、「一定の業績連動給与」のいずれにも該当しない支給額は、損金の額に算入されないと規定されています。つまり、役員に対する給与は原則として損金にはならず、上記給与のいずれかに該当した場合にのみ損金に算入されるということになります。

なお、上記給与のいずれかに該当するものであっても、**不相当に高額**と判断された部分の金額は、損金の額に算入されません。

【定期同額給与】

支給時期が**1月以下の一定の期間ごと**であり、かつ、当該事業年度の各支給時期における**支給額が同額**である給与、その他これに準ずる給与とされています。事業年度の途中で給与の改定が許されるのは、下記の場合のみです。

- ① 事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に行われる**定時株主総会**のとき（期首に遡及する支給方法は認められません）
- ② 役員の**職制上の地位の変更**、その役員の**職務の内容の重大な変更**などやむを得ない事情があったとき（臨時改定事由）
- ③ 会社の**経営の状況が著しく悪化**したことがあったとき（業績悪化改定事由）

業績悪化改定事由の「経営の状況が著しく悪化した」とは、経営状況が著しく悪化したことなど、やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいい、法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標に達しなかったことなどはこれに当たらないこととされています。

【事前確定届出給与】

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき**所定の時期に確定額**を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、届出期限までに納税地の所轄税務署長に「**事前確定届出給与に関する届出書**」を提出している場合のその給与をいいます。

事前に決めた時期に事前に決めた金額を支給しなければなりませんので、例えば事前確定届出給与を2回以上に分けて支給すると決めていた場合に、どこか1回でも支給しなかったときには、届出どおりに支給した分も含めて全部が原則として損金に算入することができなくなりますので、注意が必要です。また、事前に決めた時期に支給しなかった場合や資金繰りなどの問題で事前に決めた金額のうち一部しか支給しなかった場合（例えば100万円のうち50万円だけ支給した場合）、すでに支給した分を含めて全部が損金に算入することができなくなります。最近の判決でも課税庁側の見解が容認されており、形式的・機械的に届出どおりに支給することが極めて重要視されておりますので、ご留意ください。

なお、複数人分の届出書を提出している場合で、提出した届出どおりに支給しなかった人がいるときは、その支給しなかった人の分だけは損金になりませんが、届出どおりに支給した人の分は損金になります。

【業績連動給与】

業績連動給与とは、**同族会社に該当しない法人**がその業務を執行する役員に対して支給する**利益に関する指標などを基礎として算定される給与**で、一定の要件をすべて満たすものをいいます。これは、同族会社に該当しない法人が対象となりますので、詳細は割愛させていただきます。

早いものです。師走を迎えております。つい最近まで冬の気配を感じることなく、薄着していたのが、コートの出番になっております。それにしても、今年は新年早々に能登半島を大きな地震が襲い、前途多難なスタートとなりました。果せるかな、懸念通りの様相を呈しております。つい先日も能登半島を中心に強い揺れがありました。100年に一度、あるいはそれ以上の、過去に経験したことの無い災害が国の内外を問わず常態化しつつあります。地球温暖化の深刻な影響がもはや抑えきれなく許容範囲を超えて天変地異が私たちの命と暮らしを脅かしております。このような状況の下、先月の24日に開催された国連気候変動会議（通称COP29）において、様々な対立要因がある中で難航していた途上国向けの脱炭素化や異常気象による災害対策として、先進国側から途上国向けに、①年に1000億ドルから3倍増の3000億ドルを拠出する、②官民合わせて1.3兆ドル（約200兆円）の投資を呼びかけることに合意しております。やっと一歩前進といったところですが、これとて、果してトランプ新大統領がどう反応するか、気になるところではあります。手遅れになる前に少なくともこの合意を地球に生きている、あるいは生かしてもらっている代償（生存に対する義務的負担金）として着実に実行してもらいたいものです。

さて、政治経済の方面では、いよいよ10月の総選挙での結果を受けて、いわゆる「103万円の壁」克服に向けた与野党の実務者協議が水面下を含め、公開の場でも活発になってきております。

税制面では、給与所得控除の最低額である55万円からどの程度引き上げるか、あるいは基礎控除も基本の48万円からどこまで、どのような方式で引き上げることが焦点になりそうです。「最低生活費非課税」の税制理論としては、基礎控除・給与所得控除の大幅な引上げがもっともな見解ではありますが、この方法で実施すると、高額所得者ほど、その恩恵を享受することになります。増税局面では、この方法が説得力を持ち得ますが、減税局面では税額控除方式、具体的には、納税者一人につき例えば12万円（1万円×12月）の税額控除を新たに実施する、といった方法の方が限られた財源を中・低所得者向けに実施する点では効果的といえます。難題として浮上してきているのが、現行方式で行く限り、地方自治体の税収減に直結してしまい、名古屋市だけでも数百億円の税収減になるといわれております。この税収減に対しては、地方交付税交付金の拡充といった対策も考えられているようですが、地方自治体の財政自主権の確立からの後退に繋がり、3割自治が2割・1割自治へと後退しかねません。緊急避難的には更に一歩進めて、地方税収に影響しない施策として、先の12万円に地方税分として6万円を加算して税額控除を拡充するといった方式も考えられます。更には、抜本的な改革として、当該18万円を控除しきれない中・低所得者には控除不足額を国が還付するといった、給付付き税額控除方式への転換を真剣に検討することが求められます。

次いで、社会保険料への波及をどうするかという点の議論も避けることができません。サラリーマンの社会保険料は広義の意味では税金と変わりませんが、負担と給付の関係ではよりストレートに連動するものであり、健康保険と厚生年金が一体になっており、健康保険と切り離して年金単独で徴収するシステムになっていない点が、「負担のあり方」を議論するに際して一つのネックになっております（この点、国民健康保険料と国民年金保険料は別々の制度設計になっており、別々の議論が可能といえます。）。遠い将来の年金給付の増加を見据えた上で当面の負担の増加を求められても、簡単には応じられない、というサラリーマンの本音に対して説得力のある指針が提示できるか、今後の議論の深まりに注目していきたいと思います。

悩ましい議論ばかりですと、暗くなりますので、明るい話題を取り上げたいと思います。スポーツの世界においては今年のハイライト、終盤を迎えております。日本勢の活躍に目を見張るばかりです。まずは何と言っても、アメリカ・メジャーリーグでの大谷翔平選手の活躍ぶりです！電撃的な結婚報告の喜びを帳消しにしかねない春先の不幸な出来事がその後のプレイにどのような影響が及ぶか心配されましたが、結果的には杞憂に終わりました。ドジャースへの移籍の最大目標がワールドシリーズへの進出でしたが、何と一年目にして達成してしまうという実力と強運ぶりを発揮しております。おまけにホームランも量産して、前人未踏の50-50（ホームランと盗塁という言わば二律背反の命題）を達成するという離れ業までやっていました！この結果、DHでありながらも、MVPを満票で受賞することになりました。こういうのが「運も実力の内」という諺の本来の意味であると納得しております。脱帽するほかありません！他にも、日本で開催された世界野球PUREMIA12では完全優勝を逃がしたものの、侍ジャパンの実力を遺憾なく発揮しております。極めつけは、卓球における年間王者決定戦でした。今まで圧倒的な存在感があった中国に対しても遜色のない実力を発揮しております。とりわけ、小生にとって衝撃的ともいふべき、佐藤・橋本ペアによる「カットマン」の華麗な戦いぶりに圧倒されました！守りのオールドスタイルともいわれていた「カットマン」スタイルの面目躍如に痺れております。スポーツ全般において、日本人の実力がシイレベルに到達していることを実感する今日この頃です。

（令和6年12月2日 所長 橋本）